

< 報道発表資料 >

令和 8 年 8 月 1 2 日
京都市交通局自動車部管理課

市バス車内における乗務鞆の紛失

令和 8 年 8 月 7 日(金)、市バス運転士（委託先の阪急バス職員）が、運行前の車内点検中に、乗務鞆を客席に置いたことを失念したまま運行し、紛失する事案が発生しました。乗務鞆については、本来、運転席横の運賃箱側面に備え付ける必要があるものですが、当該運転士はそれを怠ったものです。

なお、現時点で当該乗務鞆の発見には至っていません。

【概要】

（発生日時）

令和 8 年 8 月 7 日(金) 17 時 39 分（横大路車庫前発時刻）

（運行系統・経路）

81 号系統（横大路営業所：阪急バス委託）・横大路車庫前～京都駅前

（関係職員（市バス運転士））

35 歳男性（経験年数 6 月）

（乗務鞆内容物）

- ・ 業務用携帯電話 1 台
- ・ 車載機器を使用するための認証カード 1 枚
- ・ 車内発売用乗車券（「地下鉄・バス 1 日券」大人券 10 枚、小児券 3 枚）

（経過）

- ・ 8 月 7 日(金) 17 時 39 分、関係職員が出庫点呼後、乗務鞆を客席に置き、出庫前の車内点検を実施。その後、当該乗務鞆を客席に置いたことを失念したまま運行開始
- ・ 横大路営業所入庫後（20 時 41 分）、関係職員が、乗務鞆がないことに気づき、運行管理者に報告。報告を受けた運行管理者が伏見警察署へ相談。警察官が同営業所でドライブレコーダー映像※の確認及び関係職員への事情聴取を実施
- ※ ドライブレコーダー映像では、当該客席に座っていたお客様が当該乗務鞆を持って降車されたと見受けられる状況を確認
- ・ 10 日(月)、阪急バスが改めて伏見警察署に確認し、拾得物として当該乗務鞆の届出がなかったことから、同署に被害届を提出
- ・ 12 日(水)、阪急バスが交通局に本事案についての報告書を提出

【再発防止】

本事案の発生原因は、関係職員による乗務鞆の取扱いが不適切であったものであり、今後同様の事案を発生させないよう、厳正な取扱いを周知徹底し、再発防止を図ります。

＜お問合せ先＞

京都市交通局自動車部管理課

0 7 5 - 8 6 3 - 5 1 1 2